

## 枕崎市奨学金返還支援補助金要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、若者が奨学金の返還により抱える経済的な負担の軽減を図るとともに、人材の確保及び労働者の定着並びに若者が暮らしやすいまちづくりに資するため、本市に居住し、かつ、市内事業者に就職し、又は市内で起業し、奨学金を返済する若者に対し、予算の範囲内において枕崎市奨学金返還支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、枕崎市補助金等交付規則（平成3年枕崎市規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学・高校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、高等専門学校、専修学校（高等課程及び専門課程に限る。）、高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）及び特別支援学校高等部をいう。
- (2) 市内事業者 個人事業主であって、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市が備える住民基本台帳（以下「住基台帳」という。）に記載されている者又は市内に事業所（本市に法人市民税の事業所開設届を提出しているものに限る。）を置く法人事業者をいう。
- (3) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定される中小企業者及びこれに準ずるものとして市長が認める事業者をいう。
- (4) 補助対象奨学金 次に掲げるものをいう。

ア 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）に規定する学資奨学金

イ 枕崎市奨学金条例（昭和27年枕崎市条例第28号）に規定する奨学金

ウ 前2号に掲げるもののほか、市長が認める貸与型の奨学金  
（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 大学・高校等を卒業（修了を含む。以下同じ。）した者
- (2) 次のいずれかに該当する者で、当該期間以降において、住基台帳に記載されているもの

ア 令和5年3月1日以降に市内事業者（法人事業者にあっては、中小企業者等に限る。以下「対象事業者」という。）に就職し、対象事業者が市内に置く事業所等に1年以上継続して雇用されている者

イ 令和5年3月1日以降に対象事業者が市外に置く事業所等に勤務し、1年以上継続して雇用されている者

ウ 令和5年3月1日以降に本市において起業し、1年以上継続して事業を行っている者

- (3) 第6条に規定する補助金の交付申請を初めて行う日の属する年度の4月1日において満30歳に満たない者で、交付申請を行う初年度から5年間を超える期間、本市に居住する意思がある者

- (4) 補助対象奨学金の返済を開始しており、その返済を遅延なく行っている者

(5) 他の奨学金の返還補助を受けていない者

(6) 国又は地方公共団体の職員でない者

(7) 市税等の滞納がない者

（補助金の算定対象期間及び交付対象経費）

第4条 補助金の算定対象期間は、第6条に規定する補助金の交付申請を行う年度の前年度の期間とする。

2 交付対象経費は、前項に規定する補助金の算定対象期間において次の各号のいずれにも該当する期間中に返還した補助対象奨学金の額とする。

(1) 前条第2号に規定する期間が属する月

(2) 本市に住民登録を有する日が属する月

3 前項の規定による交付対象経費の期間の各年度の累計は、補助対象者1人当たり120月を限度とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する交付対象経費の全額とし、1年度につき20万円を限度とする。ただし、交付対象経費に1,000円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨てた額とする。

2 前項の規定による補助金の額の各年度の累計額は、補助対象者1人当たり200万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、枕崎市奨学金返還支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めるときは、添付書類の一部を省略することができる。

(1) 住民票

(2) 大学・高校等が発行する卒業の事実が証明できるもの

(3) 補助対象奨学金を貸与する機関が発行する当該奨学金の貸与を証するもので、返還する金額が記載されているものの写し

(4) 申請日までの補助対象奨学金の返済額を証する書類の写し（預金通帳、領収書等の写し）

(5) 事業所等から交付される労働条件通知書又は雇用証明書（様式第2号）。ただし、第3条第2号ウに該当する者にあつては自らの業を営むことを証する書類（登記事項証明書又は開廃業等届出書等の写し）とする。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(補助金の交付の決定及び確定の通知)

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、及び交付すべき補助金の額を確定し、枕崎市奨学金返還支援補助金交付決定及び交付確定通知書（様式第3号。以下「交付決定等」という。）により当該申請者に通知する。

(補助金の請求等)

第8条 前条の通知を受けた申請者は、補助金の請求をしようとするときは、市長に枕崎市奨学金返還支援補助金請求書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(申請事項の変更の届出)

第9条 第7条の規定により補助金の交付を受けた者が、転出、離職等のほか、第3条に規定する要件を欠くこととなった場合等は、直ちに枕崎市奨学金返還支援補助金変更申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定等の取消し及び変更)

第10条 市長は、前条の届出があったとき、又は交付決定等の通知を受けた者が次に掲げる事項に該当すると認められたときは、交付決定等の全部若しくは一部を取り消し、又はその交付決定等の内容を変更することができるものとする。

(1) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付決定等又は交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) その他市長が不相当と認めるとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、交付決定等を受けた者が、前条に規定する理由により補助金を受給した場合には、既に支給された補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。